## 盛岡広域振興局長告示第61号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。 平成22年10月29日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1(1) 名称 盛岡市玉山区城内休猟区
  - (2) 区域 盛岡市地内の一般県道渋民川又線と市道日戸柴沢線との交点を起点とし、起点から一般県道渋民川又線を北に進み 盛岡市玉山区白沢地内の電話ケーブル盛岡好摩線251号柱から360号柱及び中央A線27号柱から23号柱までのケーブル線の両側 50メートルの区域の東側境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み市道二子沢線との交点に至り、同点から同市道を北 東に進みさらに東に進み盛岡西部地区広域農道との交点に至り、同点から同広域農道を南に進み市道日戸柴沢線との交点に至 り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
  - (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで
- 2(1) 名称 八幡平市大尺山休猟区
  - (2) 区域 八幡平市地内の国道282号と市道小屋畑線との交点を起点とし、起点から国道282号を南西に進み市道黒沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道細野線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道白沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み国有林岩手北部森林管理署457から453、49、52及び55林班と民有林2062、2064、2063及び2075林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み林道大尺山線との交点に至り、同点から同林道を東に進み作業道小屋畑線との交点に至り、同点から同作業道を南東に進み市道大尺線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道小屋畑線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
  - (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで
- 3(1) 名称 八幡平市外野休猟区
  - (2) 区域 八幡平市地内の主要地方道岩手平舘線と市道山崎線との交点を起点とし、起点から主要地方道岩手平舘線を北に進み一般県道田代平西根線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道内山線との交点に至り、同点から同市道を東に進み八幡平市と岩手郡岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み市道白屋線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道渋川堀切線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道堀切線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道山崎線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
  - (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで
- 4(1) 名称 八幡平市高石野休猟区
  - (2) 区域 八幡平市地内の主要地方道大更八幡平線と主要地方道柏台松尾線との交点を起点とし、起点から主要地方道大更八幡平線を北西に進み十和田八幡平国立公園の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み八幡平市松尾地区と八幡平市安代地区の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林盛岡森林管理署1482、1481と国有林盛岡森林管理署1479林班、民有林1024林班、国有林盛岡森林管理署1477、1476林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道前森1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道中沢前森線との交点に至り、同点から同市道を東に進み主要地方道柏台松尾線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
  - (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで
- 5(1) 名称 葛巻町田野休猟区
  - (2) 区域 岩手郡葛巻町地内の主要地方道一戸葛巻線と町道毛頭沢線との交点を起点とし、起点から主要地方道一戸葛巻線を南に進み林道案内沢線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み町道粒来線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北西に進み民有林9林班と民有林10林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み岩手郡葛巻町と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに北西に進み民有林446、445林班と民有林447林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに北に進み町道毛頭沢線との交点に至り、同点から同時界を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

- (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで
- 6(1) 名称 葛巻町小屋瀬休猟区
  - (2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道281号と一般県道元木江刈内線との交点を起点とし、起点から国道281号を東に進み、民有 林182、179から177、185及び186林班と民有林169から176、424及び423林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進 みさらに南西に進み町道荒谷上外川線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道小屋瀬塚森線との交点に至り、同点 から同町道を南西に進み毛無森山に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み岩手郡葛巻町と岩手郡岩手町の 境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに西に進み一般県道元木江刈内線との交点に至り、同点から同一般県道 を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
  - (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで
- 7(1) 名称 葛巻町江刈休猟区
  - (2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道340号と元町川左岸との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み町道滝沢上外川線 との交点に至り、同点から同町道を西に進み民有林366、372、374、375、378から380、382から384及び147林班と民有林396か ら387、151、150及び148林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み町道葛巻浦子内線との交点に至り、同点から 同町道を北に進み馬淵川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み元町川左岸との交点に至り、同点から同川左岸 を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
  - (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで
- 8(1) 名称 岩手町黒石休猟区
  - (2) 区域 岩手郡岩手町地内の主要地方道岩手平舘線と町道黒内線との交点を起点とし、起点から主要地方道岩手平舘線を西に進み岩手郡岩手町と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み町道大股寺田新田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道葉木田大股線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道御岳大股線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道川原木御岳線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道黒石北光線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道沼宮内黒内線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道沼田大森東線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道大森線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道黒石線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道葉木田中田線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道打越黒石線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道打越黒石線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道黒内線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
  - (3) 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで